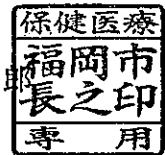




保 医 事 第 67 号
令和 4 年 10 月 31 日

福岡市病院事業運営審議会
会 長 平 田 泰 彦 様

福岡市長 高 島 宗一郎



福岡市民病院のあり方について（諮問）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた国の医療政策の見直しなど、公立病院を取り巻く医療環境の変化により、福岡市が政策的に取り組むべき医療分野や福岡市民病院に求められる役割も大きく変わってきております。

つきましては、福岡市民病院のあり方について次のとおり諮問いたしますので、ご審議のうえ、ご答申いただきますようお願いいたします。

記

1 諮問事項

福岡市民病院のあり方について

2 諮問理由

福岡市民病院は、地域医療を基礎としつつ、地域に不足する高度医療、特に肝臓及び腎臓の疾患に対して専門的医療を提供することを目的に、平成元年5月に開設されました。現在は、これら高度専門医療に加え、高度救急医療や感染症医療においても、公立病院としての役割を果たしてきております。

そのような中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、国におきましては、医療計画に「新興感染症等の感染拡大時の医療」を位置づける医療法の改正を行うとともに、公立病院経営強化ガイドラインにおいては、公立病院に期待される主な役割・機能として、感染症医療を追加するなどの見直しが行われております。さらに、今後想定される激甚化する災害への対応など、公立病院に求められる役割は大きく変化しております。

つきましては、今後、福岡市民病院が求められる役割などの「福岡市民病院のあり方」について、専門的見地からご審議いただき、ご答申いただきますようお願いいたします。